

平成21年第3回東大和市議会定例会会議録第23号

平成21年9月18日（金曜日）

出席議員（22名）

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	関田貢君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	石川庄太郎君
15番	長瀬りつ君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	桜井輝幸君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君

出席説明員（13名）

市長	尾又正則君	副市長	小飯塚謙一君
教育長	佐久間栄昭君	企画財政部長	浅見敏一君
総務部長	氏井博君	市民部長	北田和雄君
子ども生活部長	木内和郎君	福祉部長	榎本豊君
建設環境部長	並木俊則君	会計管理者	田口茂夫君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	窪田きく江君
企画課長	鈴木尚君		

議事日程

〔厚生文教委員会審査報告 日程第1～日程第3〕

第1 第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について

- 第 2 2 1 第 6 号陳情 細菌性髄膜炎ワクチンの定期接種化を求める陳情
- 第 3 2 1 第 8 号陳情 東大和市内学童保育クラブ運営に関する陳情
〔市財政の状況に関する調査特別委員会審査報告 日程第 4〕
- 第 4 2 1 第 7 号陳情 東大和市財政における剰余金の積み立てに関する陳情
〔決算特別委員会審査報告 日程第 5～日程第 1 1〕
- 第 5 第 4 0 号議案 平成 2 0 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 第 4 1 号議案 平成 2 0 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 第 4 2 号議案 平成 2 0 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 第 4 3 号議案 平成 2 0 年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 第 4 4 号議案 平成 2 0 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 第 4 5 号議案 平成 2 0 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1 第 4 6 号議案 平成 2 0 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 委第 3 号議案 細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書
- 第 1 3 陳情の付託
- 第 1 4 閉会中の特定事件調査について
- 第 1 5 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 5 まで

午前 9時30分 開議

○議長（粕谷洋右君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（粕谷洋右君） 9月15日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 登壇〕

○8番（森田憲二君） おはようございます。

去る9月15日、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

閉会中審査分の21第9号陳情並びに21第10号陳情につきましては、厚生文教委員会に審査を付託することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔議会運営委員会委員長 森田憲二君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について

日程第2 21第6号陳情 細菌性髄膜炎ワクチンの定期接種化を求める陳情

日程第3 21第8号陳情 東大和市内学童保育クラブ運営に関する陳情

○議長（粕谷洋右君） 日程第1 第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、日程第2 21第6号陳情 細菌性髄膜炎ワクチンの定期接種化を求める陳情、日程第3 21第8号陳情 東大和市内学童保育クラブ運営に関する陳情、以上議案1件、陳情2件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、厚生文教委員会委員長、大后治雄議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 大后治雄君 登壇〕

○21番（大后治雄君） ただいま議題に供されました第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について及び21第6号陳情 細菌性髄膜炎ワクチンの定期接種化を求める陳情、並びに21第8号陳情 東大和市内学童保育クラブ運営に関する陳情、以上、議案1件、陳情2件につきまして、厚生文教委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定についてであります。

本議案に対する本委員会は、平成21年9月10日に開催し、説明員に副市長、教育長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

主な質疑などは次のとおりであります。

平成20年6月6日付の平成20年度地方財政の運営についてという総務事務次官通達の中の指定管理者選定に当たっての留意点がクリアされているか。二つ目は昨年5月23日衆議院、6月3日に参議院で社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議が上げられ、社会教育施設に指定管理者制度を導入する弊害に対し十分配慮して適切な管理運営体制の構築を目指すとされるが、弊害とはどのようなものが想定され、今回についてはどうか。三つ目にこの指定管理が始まると体育課がなくなると聞かすが、引き続き市が担う業務、手続などに変更はないか。体育課がなくなることによって市民に不利益が生まれないか。四つ目、指定管理者制度への移行で

後退が生じる懸念がある。一つは営利企業の参入によって営利が優先され、市民利用が制限されないか。二つ目は、運営への市民参加が保障されるのか、後退しないか。三つ目に市民への情報公開や個人情報の保護は直営から後退しないか。いただいた資料では個人情報の保護に関する考え方、具体的提案についての評価が少し低いように思うがどうか。四つ目は、従業員の労働条件について、最低賃金や違法派遣、社会保険、厚生年金、雇用保険、休暇などの労働条件全般にわたって適法でワーキングプアを生み出すような劣悪なものにならないか。また協定書、計画書などの優先順位は、との質疑に対し、総務事務次官通達によると制度運用の留意点が大きく三つあり、1点目は指定管理者の選定の際の基準設定による公共サービスの水準の確保という観点が重要とある。これを基本協定書の3条で体育施設の設置目的や指定管理者の指定の意義、体育施設等の指定管理業務の実施に当たり求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重すると表記し、募集に際しても基準で含み、これに基づき事業計画が上がっている。イとして指定管理者の適切な評価を行うに当たり、当該施設の態様に応じて公共サービスにつき専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要とある。18年度に指定管理者選定に当たり、まず指定管理者制度にかかわる基本方針を定め、その後、公の施設のあり方検討委員会で議論し、指定管理者の選定基準、検討部会や指定管理者選定委員会で事務を進めている。メンバーは庁内の職員で構成している。今回体育施設ということで、より専門的な知見を高める趣旨で教育長と学校教育部長にも庁内では選定委員に加わっていただいた。公共サービスを熟知するのは庁内の職員、それぞれの部署で働く者たちという認識があり、同時に現在の公の施設のあり方検討委員会の方針に基づき実行しており、外部について今回は採用していない。市の公共施設は延べ170ぐらいあり、今回の体育施設は複合になっており体育館やプールなどを加えているが、専門的な見識を持って意見をいただく機会や施設の内容も、もちろん考える必要はあると思う。以前、公の施設のあり方検討委員会で、全公共施設について見て、各部に問い合わせをした経過もあり、おおむね市の今運営している公共施設の内容はわかる。あとは民間の方が入ったとき、どういう事業、収益性のあるもの、あるいは公共性を維持しながらなどの観点があるが、まだスタートして数年、18年度スタートで、今回の通達の法ができて5年経過し、早々に指定管理をした施設等が見直す時期かなということがあり、少し時間をかけて、次の新たに指定管理など採用することがいいかどうかを庁内でしたいが、当面は今の方法でいきたい。ウは指定管理者との協定等には施設の種別に応じた必要な体制に関する事項で、今回は仕様書でそれぞれ基準を定めている。それに基づき業者から事業計画をいただいている。具体的な内容について集約させていただくが、それぞれの該当があり、この中にリスク分担に関する事項とあるが、これは基本協定書に沿い、リスク分担の第7章で明記してある。損害賠償の責任保険の加入に関する事項についても、基本協定書の32条で表現してある。委託料については適切な積算に基づくということなので、募集に際しては参考資料として市の決算資料を提供し、市の決算額から指定管理委託料の目安額を算定していただいた。基本協定書の26条で委託料について述べているが、具体的には個別の年度協定で定める。体育施設の指定管理者導入に伴う弊害だが、現在体育課が行っている事業すべてを指定管理者に移行するわけではなく、事業によって指定管理者が行うもの、引き続き市が行うものに分かれる。引き続き市が行う事業で指定管理者に移行しない施設、学校の体育館や校庭の使用、ゲートボールの使用等の申請に関し、利用者がどこの施設を使うかにより、体育館に受け付けしに行く、あるいは市に受け付けに来るということが起こり得る。ただし現在の仕様書等ではその点に触れていないが、運営協議会で決まっていないことについては、双方協議して行うという項目があり、協力いただけるか今後調整させていただきたい。また引き続き市が行う業務だが、スポーツ振興事業としては、ふれあい市民運動会、ロードレース大会、多摩湖駅伝がある。学校体育館や校庭の貸し出し、学校

プール開放、それから体育協会に委託する事業として東大和市民体育大会、都民体育大会や東京都市町村体育大会への参加、こちらの体育協会委託事業については、今もほとんど市が直接ということではなく委託になっており、市の事業としては残るが影響はないと考える。施設の貸し出しでは体育館、校庭のほかには青少年公式野球の練習場とゲートボール場、芝中多目的広場があるが、これらについては今後協議していきたい。体育指導員の活動事業は引き続き市の事業として残るが、直接市民に影響はないと思う。あとは、野外活動用品の貸し出し業務が残ると考えている。四つ目、まず1点目の市民利用が制限されないかについては、基本協定書の39条の第9章が指定期間の満了以前の指定の取り消しを規定し、甲による指定の取り消しに際しては、乙の行った行為等について不相当であると認めるとき、これに基づき指定の取り消しがあると根拠を設けている。二つ目の運営への市民参加の保障だが、仕様書の中で2ページの総則で、2番の(5)常に利用者の立場に立った運営、利用者の意見、要望を反映させ、市としては低下させないことを求めたい。三つ目、市民への情報公開あるいは個人情報の保護については、協定書の17条、情報管理・情報公開ということで制限をすべて網羅し、これを双方で介して履行していただく。また仕様書の総括の2ページ、体育施設等の管理運営に関する基本的な考え方で、体育施設等を管理運営するに当たり法令・条例等を遵守するとともに各種の計画等を習熟し、あわせて次の事項を遵守するという項目があり、(7)番、個人情報の保護の徹底あるいは情報公開を適切に行うことが明記されている。4点目は従業員の労働条件だが、仕様書の21ページの留意事項で関係法令等の遵守、この条例あるいは法令を遵守いただく中で求めている。最後に優先順位だが、基本協定書の第12条第2項に、本協定、次に年度協定、仕様書、募集要項、基本事業計画書及び年度事業計画書の順に、その解釈が優先される、との答弁がありました。

次に、指定管理を受けた会社が業務委託を受けた場合、一般的にはその会社の関係する下請が業務を運営管理すると思うが、この協定書の中に市内業者を優先的に業務委託させる等の文章は見当たらないが、そのような考えはあるか。また今回そういう要望があったか。パートは市内の市民を使うとも聞くが、特殊な業務は多くあり市内業者もできる業務もかなりあると思うがどうか、との質疑に対し、施設の管理から事業実施までかなり細かにあるが、二次審査の際に副市長、教育長初め委員からの質疑等を行い、会社の考え方を伺った中では地元で発注できる業務がかなりあると向こうからも提案されている。ただ、市から協定等で拘束するのはなかなか提案できないが、業者からの提案としては活用したい。これから個別協定を結び来年度予算化するが、その中で業者から、元請の立場はもちろん維持しつつ、細かなものは発注するという提案が具体的にされてくる。ただ事業計画書に市の提案に基づく答えが書いてあり、そこまで踏み込めない会社の事情もあると思うが、ぜひ活用を図りたいということ、地元からできれば8割から9割雇用したいと積極的な答えがあり、それを踏まえて今後業者と協議をすることになると思う、との答弁がありました。

次に、指定管理者制度の導入が福祉関係に始まり今回で3点目だが、営利事業を目的とした入札行為と趣旨が違い、NPO法人等の活用や市民の協力が大事と思うがどうか。また公共施設だから、競争や原理で一定の基準を設けることはわかるが、そこに地元の市民が手伝えること、その指導や教育が必要だと思う。ハミングホールのおきもNPO法人の民間団体、地元の人たちが陳情も出されたなどの経過を踏まえて改善されないと、地元の皆さんは育たない。これは営利目的ではなく、福祉的な事業を健康促進にやるのだから、こういう事業は協力していただけないかと体育協会や文化協会におりてきても不思議ではないと思うがどうか、との質疑に対し、まず基本に18年度に公の施設のあり方検討委員会があり、どのような形で管理できるのかということである。その中で6点ほどあり、民間業者にゆだねることで公共施設のより活性化できる、サービスが向上でき

るとの観点からそれぞれの施設が民間にできるのか、活用できるのかと、方法論としては指定管理もあるし業務委託もある。それらをすべて洗い出し、今回についても要件として個人での応募はできないが、法人、その他の団体、NPOなどに広く開放して募集をかけた。市民会館のときにも、市民団体が構成したNPOの団体等の参加もあった。ただし市の公共施設なので、それぞれの条件を満たすことでの審査になり、今回もそういう業を営むことが可能な、あるいは希望されるところは応募できたわけであり、結果、応募が9団体あり、その中で選考させていただいた。今市内で体育施設を担うNPOがあるかということ、ないと思う。他市からの応募もなかった。今後施設に応じて、規模が余り大きくないようなもので可能なものなどがあれば応募は可能と思うが、あくまでも公共施設であり条件も提示せざるを得ず、その中で広く応募できるようなことをさらに検討したい。なお、体育協会の法人化という話は前々からある。NPO法人と指定管理者はどちらかということ、NPO法人などが体育関係で組織をつくって活動し、その一つとして体育施設の指定管理を受けるという状況と思う。よって体育施設の指定管理者を受けるには、その前に体育協会が法人化して実力を備えてもらうことになる。それは行政にも役割はあると思う。市の施設の中にNPO法人の事務所や所在地を置くのは、他の福祉関係もたくさん法人があり、すべて中にとというのはまだ検討する余地がある。ただ体育協会の事務所は現在体育館の中にあるようで、そういう点では多少、指定管理者後は新たな問題として考えていかねばならない、との答弁がありました。

以上のような主な質疑を経て、討論なく、第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定についてを原案どおり可決と決しました。

次に、21第6号陳情 細菌性髄膜炎ワクチンの定期接種化を求める陳情であります。

本陳情に対する本委員会は、平成21年6月18日及び同7月31日に開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑などは次のとおりであります。

病名についての市の認識と、市内で過去に例があるか、との質疑に対し、ヘモフィルスインフルエンザ菌の中のb型というタイプの菌に感染するということである。インフルエンザという単語がついているが、新型インフルエンザやインフルエンザウイルスとは全く違うもので、飛沫感染し、鼻やのどの奥にすみつき、病原菌となる。鼻に入ったものが血液に入り髄膜炎になったりする。国内ではヒブによる髄膜炎の子供の発症者が年間600人ぐらいいる。一度かかると致死率は5%ぐらいで、てんかんや難聴、発育障害等の後遺症が20%ぐらい残り、かなりの大病である。市内の具体的な発症件数はつかんでいないが、5歳ぐらいまでで2,000人に1人ぐらい感染するというデータがあり、市内には4歳までが約4,000名弱おり、統計的には一、二名ぐらいいると考えている、との答弁がありました。

次に、国際的にはどうなっているのか、との質疑に対し、このワクチンは92年にフランスで、93年に米国で承認されている。現在100カ国以上で発売されているということである。WHOでは98年に5歳未満の小児、特に乳幼児にワクチン接種の勧告をしているようである。2006年時点で108カ国で予防接種プログラムに導入されている、との答弁がありました。

次に、陳情趣旨に乳幼児がいる世帯への周知徹底とあるが、過去に市として対象者に周知した例はあるか。また今後の考えは、との質疑に対し、ワクチンが昨年12月に承認、発売されたこともあり、市としてまだ周知する機会はない。承認されたことを国が勧奨すると任意でも非常に接種率は上がるというデータが海外ではあるようで、市で行った場合でも広報については公費の助成の内容も含めて検討したい、との答弁がありました。

次に、予防接種化の制度の基準に対し都や国での議論は、との質疑に対し、昨年12月から承認、販売ということだが、国から補助はない。都では福祉関係の包括補助の中で、新たにワクチンを区市町村で補助した場合には2分の1を補助する制度が始まったところである。都はいち早く始めたが、全国的には地方の区市町村で実施しているところは少ないと思う。今後国にも何とかしてもらわないといけない、との答弁がありました。

次に、先例市だけは補助を出す、やらねば都は援助せずというのが都の考え方は、との質疑に対し、都が各区市町村で行う福祉の施策に対し、包括的な補助で枠を決め、その中で先駆的な事業に10分の10を補助、ヒブは市が補助しているうちの2分の1というグループに入るが、都全体で枠があり、全体に広がったときにその枠を拡大してくれるのか要望していかないとならない。国の進める麻疹の定期接種のような形で腰を上げてくれないと各市町村での定期接種化は難しい、との答弁がありました。

次に、費用について伺いたいとの質疑に対し、他市の例でワクチンの接種に8,000円ぐらいかかる。そのうちの半額程度、新聞等では3,000円から4,000円で、4,000円ぐらいが一般的、中には3,000円や3,500円がある。その公費負担の半分が都から補助と計算上なっている。実際は月齢で接種回数が異なり、生後2カ月から7カ月未満には、この間3回の接種、そして1年後に1回、合計4回。それより少し月齢の高い生後7カ月以上12カ月未満には、その間に2回、1年後に1回で3回。生後1歳以上5歳未満に1回接種となっている。他市区の例だと4回を最大限度で公費負担するというようになっており、包括補助が活用できれば、その1回の公費負担に対して2分の1が補助されるのではないかと、との答弁がありました。

次に、市内のどこで定期接種できるのか。ワクチンの量はどのぐらいあり、一気に始まったときに対応できる量があるのか、との質疑に対し、ヒブは定期予防接種化されておらず、任意接種となっている。予防接種法の対象外であり、認可されているワクチンを母親や子供と接種医との相談の中で打つことになっている。通常の流れでワクチンが入手できる医療機関であればどこでも大丈夫ということで、市内でも各医療機関で要望があれば打っているのではないかと。ただ流通量は月に日本全国で7万本程度ワクチンが輸入されているそうだが、実際の需要は倍ぐらいとメーカーでは言われ、実際は二、三カ月待ちになっている。また、一つの医療機関が入手できる本数というのが3症例分しか今は入らない。大きな病院でも10症例分ということで、供給に大分制限がかかっていると聞く。打ちたい人がふえた場合、すぐに需要にこたえられるような供給量になるかという、今の段階では非常に難しいと考えている、との答弁がありました。

次に、今後このワクチンの大量入荷は見込めるのか、その見通しは、との質疑に対し、販売店に聞いた話では、7万を8万程度に輸入量をふやそうと努力して、近々実現するような話は聞いており、供給量自体も少しは緩和されるという印象はあるが、全国の話なので、それが各医療機関までおりにくくするには少し時間がかかると考えている、との答弁がありました。

次に、ことし4月から都では各自治体に補助と聞いたが、都では各自治体にこの補助金について特別に申請しろとか逆にPRをしている状態か、あるいは各自治体がこれを取り上げた場合に申請すれば補助金をくれるのか、との質疑に対し、任意接種になっているが包括補助の対象になっており、都としては接種を進めてほしいという意図があって包括補助に追加しているのではと考えている。あくまでも市町村の自主性を尊重しつつ、できれば広げていってほしいということだと考えている、との答弁がありました。

次に、WHOで98年に定期接種化の勧告が出されているが、既に10年以上たち日本の対応はおこなわれている。ワクチンで防げるのに、はしかに次いで子供の命を奪っている病気ということから、WHOも勧告を出したと聞き、一気に進めていく必要があると思うが、市の認識はどうか。また定期接種化している国でワクチンの不

足が大問題になっている状況はあるか、との質疑に対し、世界的に非常におくれている原因として、日本の認可の基準の厳しさが言われている。市からは認可を早くしろとは言いがたいが、医師会、特に小児関係の学会からも要望は出ていると聞く。市単独ではなく、26市が一丸となり、都や国に上げていかないとなかなか声も届かないと認識している。米国では七価ワクチンの例でいえば非常に接種が進み、感染症は8割から5割減ったという数字が統計上あり、米国では供給量が十分あるのではないかと推測している、との答弁がありました。

次に、米国を含め、ワクチンがあるから定期接種化できているのであり、日本でワクチンが足りないというのは取り組みがおくれていることだ。現段階で市として公費助成が難しいならば、まず国に早期に要求していくことが大事で、おくれを取り返す大きな力を持つと思う。また荒川区、品川区、渋谷区、昭島市の公費助成の制度の内容や規模、一般財源からどれぐらい出ているのか、との質疑に対し、予防接種、現在100カ国以上が認可している状況の中で90カ国が定期接種化しており、当然薬剤は足りていると考える。日本では許認可の期間がかなり厳しく、認めたのが2年前で、薬剤がなかなか入ってこない状態である。荒川区では公費負担の額が3,500円で最大4回。要件が生後2歳から4歳までと、接種時に区民であること、20年12月19日以降に接種したことである。予算の規模は、人口が多いので3,500円掛ける1,110人分で総額388万5,000円となっている。品川区では3,000円の公費負担で最大4回、生後2歳から5歳の誕生日の前日までであり、予算総額で1,008万円と見込んでいるようである。渋谷区は1回当たり3,500円、最大4回で2歳から4歳まで。21年4月1日以降に医療機関で実施した接種ということである。予算額が1回公費負担3,500円で1,700人分、予算総額が595万円である。昭島市では1回当たり公費負担4,000円で最大4回まで。対象者が零歳、1歳児で、若干枠は狭めてあり、予算総額は零歳が180人分と1歳児が180人分で、零歳は3回と計算し、合計で288万円の予算を組んでいると聞く。なお、公費負担は今の単価の半分が都の包括補助で補てんされると考えている、との答弁がありました。

次に、先ほど都の負担に量的な枠があるという話があったが確認したい。また季節性はあるか、との質疑に対し、包括補助の場合、市で補助を受ける枠が総額で決まっており、その中でどういう選択肢をとっていくかということになっている。たくさん事業をやったときにすべて半分もらえるというわけではなく、その中で選択ということである。またこれも各市町村が当然都にいくわけなので、例えば年度当初にやっている事業は大丈夫だが、補正で組んだらだめという形で、総額の中で制限がかかる場合もある。そういう意味で制限があるという考え方を持っている。またインフルエンザという名前はついているが全く別の菌であり、手元の資料では季節性が影響するという文献はないので、恐らく市中にいる菌の中で定例的に発症するような菌ではないかと考えている、との答弁がありました。

次に、ワクチンの供給量、輸入がどの程度見込めるのか。国外メーカーの製造予定などは把握しているのか。必要量との関係で供給が間に合うのか。また市で補助する場合一般財源からどのくらいが必要となるか。その後の26市の状況は、との質疑に対し、フランスで製造しており、国内メーカーは製造する予定はないことを輸入している製薬会社から聴取している。供給量は、現在増産しているということだが、日本全国で出生数を100万人で1人が4回接種した場合、全員がする場合で換算すると、来年の6月ぐらいまでは25%ぐらい。それから平成23年6月ぐらいまでは全体の75%ぐらいまでが供給できると思う。全員が100万人で4回の400万本が確保できるのが平成23年7月以降ということで情報をもらっている。市で補助する場合、ことしの4月現在で零歳児が766人いる。他市区の例で零歳に3回、1歳から4歳、満5歳になる前に1回。1人に4回の場合で想定する。接種料を1回当たり七、八千円と言われているので、8,000円とした場合で、かつ他市区の状況

を見るとその2分の1を補助というところが多いと聞いており、半分を補助した場合で公費負担が約2,150万円。現在都の福祉関係の包括補助があり、その対象になり、一般財源はその半額の約1,075万円が必要と見込む。26市では今年度既に実施済みが昭島市、これから6月の補正予算で予算を計上し、小平市が9月から、武蔵村山市が11月から実施をすると聞いている、との答弁がありました。

次に、国に要請していくのは当然だが見解を伺う。また公費助成の関係で、2分の1補助で2,150万円の半分で1,075万円という話があったが、これは先行4市の話をもったときにもっと少ない金額になっているところもあったと思うが、どういう予算の組み方、実施状況でこの乖離が生まれているのか。自治体として公費助成が2分の1になるのか、最初が3分の1になるのかいろいろあり、重要な検討課題であることは間違いないが見解を伺いたい、との質疑に対し、国等への定期接種化や肺炎球菌の早期承認の件だが、機会をとらえてとお話したと思うが、当市だけで国に持っていくというのはなかなか難しく、市長会を通じてやるわけだが、他市と足並みがそろわないと市長会でも一本では都、国には上げてもらえないという状況である。当市としては重要課題として認識しているので、その中で機会を逸せず上げていきたい。また公費助成の件だが、1,000万円と申し上げたがこれは100%接種した場合であり、他市の場合でもそこまでは見ていないと思う。そこも今後の検討に当たり、他市の接種率、希望者の推移、実績は非常に見たい。どれぐらい設定すればいいか、3分の1にするのか2分の1にするのか、その中で予算も限られているので、希望者が非常に多い場合には広く薄くという考え方も検討しなければならない。他市の予算の積算状況だが、昭島市と武蔵村山市についてはワクチンの供給量は入手できる数によってある程度見込んでおり、接種率の何%という形よりは実際の市場供給量で積算していると聞く。小平市については2カ月児から1カ月対象児がおり、接種率にして5割ぐらいを見ている。1歳から5歳未満については3割ぐらいの接種率で見ている。ただ1年間予算があり、9月補正で上げているので、年間12カ月分の7、9月から翌年3月までの分で月で案分して積算していると聞く。当市の積算は接種率100%として見ているので、それが50%であれば半額になったり、30%になったら3分の1という負担になってくると思う、との答弁がありました。

次に、公費助成の実施が重要な検討課題だという認識は、との質疑に対し、供給——ワクチンがない中で広報していくのはいかがかとお話したと思うが、実際には公費の助成がなくても接種を実施している方もいる。市内には内科・小児科を標榜している医療機関が24あり、その約4割が既に実施していると聞く。重要な課題ということは認識しているので、その周知方法等については今後の検討課題にさせていただきたい。公費助成についても、他市で接種の希望、接種率と供給量とを勘案し、例えばやった場合でも混乱があるような施策はしてはどうなのかと考えているので、来年度以降実施できるかどうか総合的に検討したい、との答弁がありました。

次に、昭島市では1歳過ぎて2歳になると助成の対象にならないということか。それに関して考え方はどうか。また周知に関して助成云々というよりも、ワクチンのPRに関してどういう考えを持っているのか、との質疑に対し、接種の周知徹底だが、ワクチンがなかなか供給できない中で市が推奨するのは非常に難しいと考える。施策と一体になったときにやるのが一番効果的であると思う。早急に検討し実施しなければならないと認識はしている。昭島市が零歳、1歳児までに行っている理由だが、供給量の関係と聞く。対象者全員に受けさせたいという気持ちはあるようだが、供給量が足りないため年齢を区切っていると聞く、との答弁がありました。

次に、補助金やワクチン量の問題もあろうが、時期を見て一度は周知徹底してほしい、との質疑に対し、専

門用語やボリュームが非常に多い我々向けのパンフレット等は持っているが、市民向けのものがあれば探したい。なければ加工して保健センターや実施している医療機関等にパンフレット等を置くことは、まずはできると考えている、との答弁がありました。

以上のような主な質疑を経て、質疑を終了し、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出され、本動議のとおり決した後、本委員会として意見書を提出することと決しました。

最後に、21第8号陳情 東大和市内学童保育クラブ運営に関する陳情であります。

本陳情に対する本委員会は、平成21年9月10日に開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑などは次のとおりであります。

現在の学童保育クラブに勤務する職員の勤務体系、報酬、手当等について何う、との質疑に対し、勤務体制だが、学校の授業に合わせる必要性があり非常に複雑になっている。通常の授業の時間で説明すると嘱託員2名、勤務時間が12時半から5時までの嘱託と、もう1人が12時半から6時までの嘱託の2名で実施している。報酬は、嘱託員で19万800円ということになっている、との答弁がありました。

次に、報酬が19万800円、これ以外一般的にいう市の職員に対する手当などは一切なく、時間延長しても、この金額で勤めなくてはならないと思うがどうか。また延長した場合、現状では労働基準法も絡むと思うが職員対応はどうか、との質疑に対し、地方自治法で非常勤職員には報酬と費用弁償以外支出できないことになっており、1人当たり19万800円のみである。また嘱託員の勤務時間は週30時間と決められ、その30時間をすべて充足している状況なので、時間延長は嘱託員の超勤ではできず、臨時職員を採用することになるが、嘱託員がずれ勤で少しやったとして、始まりに1時間終わりに1時間、合計2時間の臨時職員を採用する手法がある。保育実施日が293日、それ掛ける10クラブ、全部で延べ2,930名の臨時職員が1日2時間ずつ必要になる、との答弁がありました。

次に、延長してほしい気持ちもわかるが、そこに勤めている人のことも考えると、子供がいなくてフリーで働いている人ばかりとは限らず、いろいろな状況で働いている。それに対する市の基本的な考え方や、そこまで配慮した採用方法は行ってきたか、との質疑に対し、学童協から毎年のように要望をいただいている。時間延長に関しいろいろ検討したが、人員の確保が最大のネックになっている。12時半から1時半までの1時間と6時から7時までの1時間の人員を確保することが非常に困難で、現在実施できないという形になっている。また他市の状況を見ても当市のように公設公営で実施している学童保育所については、一切時間延長をやっている市はない。すべてが民営化されたところでは実施している、との答弁がありました。

次に、週30時間ということで、夏休み中の人の配置と時間をどのように見ているか。朝8時半から6時まであいている中で、休日の人員体制と時間帯をどのように見ているか。またこの給食支給に関して他市の状況は、との質疑に対し、週30時間と決められた中での夏の時間帯について、夏休み、春休み、冬休み、全部共通だが、嘱託員が8時半から18時までの8.5時間を勤務している。これは1日交代で勤務するので2日分を1日で働くという形をとっている。2名体制なので、もう1名については臨時職員を8時半から5時まで7.5時間で採用し実施している。休日の人員体制について、土曜日は現在嘱託員が交代で8時半から1時半まで実施し、それを臨時職員が引き継ぎ6時までである。弁当の他市の状況だが、多摩地区では3市で行っている。八王子市では学童保育所の運営は指定管理者に委託し、夏休みの弁当の支給については2クラブで行い、夏休み中に7回実施している。三鷹市では学童保育所の運営は社会福祉協議会に委託し、夏休みの弁当の支給については21ク

ラブ中2クラブで行い、父母会で運営管理をしている。弁当の注文、代金の徴収事務は父母会で行っている。西東京市では学童保育所の運営は28クラブ中4クラブで行っており、NPO法人に委託している。24クラブについては公設公営である。夏休みの弁当支給はこのNPO法人4クラブで実施している、との答弁がありました。

次に、26市中3市はやっているがすべてではない、要するに市で直営しているわけではなく、全部委託だと思う。生ものを持っていけば傷んでしまう等の危惧もされているようで、夏の間のことが載っているが、現在は休みの昼食をどのようにしているか。また平日の午後の中でお菓子代のような形で集められていると思うが、その内容と幾ら集めていてどう使われているか、との質疑に対し、おやつ代として保育料とは別に月額1,500円集めている。指導員がいろいろなところで買い、ゼリーやプリン、時にはケーキなどを出している。また父母会から、もっとボリュームのあるものをという要望もあれば、逆に夜、家で御飯を食べないので余りボリュームのあるものは出さないでという正反対の要望もある。そういう意見を聞きながら、子供たちの嗜好に合ったおやつを用意している。弁当は家庭でつくっていただき、保冷バック等に入れて持参していただいている、との答弁がありました。

次に、夏休みの昼食支給と開閉所時間の延長は、学童保育クラブ父母の会協議会の2大要求と聞く。開閉所時間の延長について、2年前は八王子市だけという話だったが今の状況はどうか。他市では、指定管理や公設も含めて、どういうところがどれだけの時間延長してやっているのか。また指導員の基準と、どういう体制でどう運営されているか、との質疑に対し、時間延長を実施しているのは、現在26市の中で八王子市、国分寺市、福生市である。そのほか狛江市と清瀬市が6時15分まで実施しているが、これは時間延長とはとらえていない。その3市の状況だが、八王子市では、延長料金を課した上で午後7時半まで実施しており、指定管理者に事業委託した結果である。国分寺市では、指定管理でNPO法人運営の一つのクラブで午後7時まで実施している。福生市では10クラブすべて公設民営だが、そのうちNPO法人に事業委託している児童館併設の三つのクラブで、別料金を課した上で午後7時まで実施している。職員体制については、基本的には嘱託員2名で運営しているが、子供の数あるいは障害者の数により、臨時職員を加配という形で入れている。また夏休み等長期休業期間については、ほぼ毎日1名の臨時職員と嘱託員の2人体制で実施している。土曜日についても午後、臨時職員によって運営している、との答弁がありました。

次に、受け入れ人数が72名から35名のところまであり、当然35名のところと72名のところは職員体制が違う。その基準と臨時職員の給与体系、賃金は、との質疑に対し、72名のところは嘱託員が2名いる。40名を超えたところに対し、20名ごとに臨時職員を1名加配している。よって、72名のところは嘱託員が2名、臨職が2名、合計4名である。例えば35名の学童クラブだが、こちらは嘱託員が2名である。40名を超えていないので加配はなく、2人体制である。職員の給与体系だがこれは時給制をとっており、有資格の方、保育士の資格を持っている方、教員の資格を持っている方については時給960円、それ以外の方については880円である、との答弁がありました。

次に、父母の皆さんは財政の問題があるならと、追加で育成料を上乗せで払うことも含め提案されている。また人員確保が困難ということだが何とか体制を組めないか、現場に相談したことがあるのか、との質疑に対し、現在も嘱託員が休みのときに臨時職員を充てている中で、登録していただける方を探すのに苦労している。かなりお年の方にもお願いしている状況で、なかなか若い人がいない。理由としては、大体1日当たりの勤務時間が短く、さしたる収入にならないことが1点。夏休みについてもあちこちをお願いして募集をかけ、それ

でも集まらず、つてをたどっているいろいろお願いして辛うじて集めている状況である。そうした中で、人員確保がこれまでの経験則からしても非常に難しい。特に今回では始まり1時間と中があいてまた最後に1時間という勤務体系なので、お一人の方では恐らく無理ということで、1日2人ずつ、それ掛ける10クラブだと20人ずつお願いするということになり、非常に人員確保については困難であると言わざるを得ない。また時間延長についての各クラブへの働きかけだが、毎月1回指導員会議を実施しているが、その中で話題としては出しているが、個々に具体的に検討するまでには至っていない、との答弁がありました。

次に、要するに人がいれば何とかなるが、人がいないと聞こえる。最初と終わりの1時間という話だが、複数の臨時職員がいるところでは、いろいろなシフトの仕方が考えられる。他市でも体制が組めるところでやっているということだから、現場にきちっと相談し、条件をどうしたらできるのか真剣な検討をしていただく必要がある。弁当の問題で言えば、お金は上乘せで出してもいいし、自分たちでアンケートをとってやれる業者はいないか名前も幾つも出して、市への要望でも、こういうところができるはずと出していると思う。また、何回も給食センターでできないかという話も出ていたはずである。今度新給食センターの計画が出て、教育委員会から説明があつて、民間に委託してやるなら、学童保育の夏休みの給食、弁当要求、これにこたえたらどうかという話をしたら、そういう要求があつたのかと学校教育部が知らないという事態であり、父母にしてみれば非常に冷たい対応と思うがどうか、との質疑に対し、シミュレーションでは、人件費が約500万円から550万円ぐらい追加になる。別料金を課して実施している八王子市と福生市の例では、大体延長が1回について300円、ただし1カ月の上限を3,000円程度にしているようであり、それを一応上限3,000円として計算し、大体6時ごろまでいる児童の数、1クラブ平均5人とすると大体180万円ぐらいが収入として入ってくるが、財政的にもかなり大きい支出にはなるかと思う。また父母の皆様方から毎年要望をいただいている中で、ただいま給食センターを活用したらという話をいただいたが、手元の過去5年分の要望では、平成17年度に民間委託あるいは給食センターの活用などいただいている。そのときに当然給食部門と検討した中でお答えしたが、給食センター対応の場合にはセンターの施設の修理や次の学期の準備への影響、各施設への配送、こうしたことに非常に課題があるということで困難な状況になると回答している。その後、18年度以降は給食センターを利用しての要望は特にいただいている状況である、との答弁がありました。

次に、父母の会の貴重な意見と理解しているが、一方で勤務する側の実態を市は理解しているか。また、子供が帰るときの安全体制をどうするのか。陳情では午後7時までとなっており、安全、防犯の面からもとめているが、逆に冬の日の安全対策について危ないという考えもある。また障害児を預かっているところや、特に年齢制限を上げて預かっている学童保育クラブの職員の対応は、大変苦勞していると聞く。時間延長を含めて、学童保育の実態の内容等、安心安全面についての市の考えは、との質疑に対し、学童保育というのは放課後適切な監護を受けられないお子様を安心安全に保育するのが目的である。そうした中で、学童の時間中については、もちろん指導員が最大の注意を払い安全に努めている。また帰りの時間だが、極力夜暗くなったら保護者の方にはお迎えをお願いしている。ただ勤務の時間等で迎えに来られないお母さん方もいらっしゃると思うので、そうした場合には集団下校などを奨励し、安心安全を最大限守っていきたく、そのような形で実施している、との答弁がありました。

次に、父母の皆さんも学童保育の職員の皆さんが大変な状況にあり、過度の負担になることは避けたいという気持ちはあると聞く。そこは市で過度の負担にならない体制をつくっていくことが必要になると思うし、できるところから始めるのは不公平だというのが、放課後子ども教室などもそうで、そういう施策は幾らでもあり

やっていく必要がある。またお金の面でいうと有資格者で時給960円というところで、それを例えば前のほうも含めると大体2,000円ぐらいで、それを5人で割ると400円で、単純計算ではそんな大きな財政的な問題ではないと理解したがどうか、との質疑に対し、時間延長と給食というのが前々から確かに要望が出ている。一番の問題は、財政的なこともわずかな金額だが、ちりも積もれば山となるということで、東大和市の状態では財政的に非常に厳しいと思っている。また、仮に実施してしまっただけの問題が職員体制だと思う。実施して、その園に人が集まらなかったとすると子供たちがどうするかという対応も十分検討しなければならないし、実施に当たっては職員体制もどう確保できるか検討しなければならないので、すぐここで実施するということがお答えできないが、十分検討したいと思っている、との答弁がありました。

次に、学童保育のサービスを受けられない、当然放課後子ども教室もその地域にないから受けられないという方が大勢いると聞かされたがどうか、との質疑に対し、現在待機児という形で希望しても入れない方が結構出ている。特に多いのが第一、第二、第五、第八の4クラブで待機児が出ている。入れないお子さんについては、ランドセル来館という事業を行い、本来児童館の利用は一たん家に帰ってかばんを置いてからでないと受け入れていないが、そうした保留児については、学校の帰り、ランドセルを背負ったままで受け入れをして対応している、との答弁がありました。

次に、今回の陳情、どちらかというサービス内容の質を高めてくれという話だと思う。質ではなく量の問題と思うが、今受けられない人に対して不平等をなくすために受けさせることが先か、質を高めることが先か、との質疑に対し、甲乙つけがたいが、現在サービスを受けられない、いわゆる待機児の解消を優先したいと思っている、との答弁がありました。

以上のような主な質疑を経て、討論を行いました。

この陳情に掲げられた夏季休業中の昼食支給の実施の問題、開閉所時間の延長の問題は学童クラブ父母の会協議会の方々の積年の要求であり、その質疑を通じてその実現の可能性はあると考える。この早期の実現に向けて、市が真剣な検討を行い早期に実施することを求めるものである。

以上のような討論を経て起立採決の結果、起立少数にて、21第8号陳情 東大和市内学童保育クラブ運営に関する陳情は、不採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長におきまして、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 大后 治雄君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を行います。

〔2番 二宮由子君 登壇〕

○2番（二宮由子君） 議席番号22番、二宮由子です。民主党を代表いたしまして、21第8号陳情 東大和市内学童保育クラブ運営に関する陳情に対し賛成の立場で討論を行います。

近年の経済情勢の影響から共働き世帯がふえ、保育園や学童保育所の待機児童が年々増加しております。このような中、当市では待機児童解消計画の策定やランドセル来館事業の実施など、行政としての一義的な役割を果たしているところではありません。

しかしながら長年にわたり学童保育クラブ父母の会から要請のありました本陳情の開閉所時間の延長など、職員体制の整備、シフトの変更による行政の努力によって対応できると考えられる事業がまだ実施に至っておりません。待機児の解消を優先したいとお考えをお持ちのようですが、量と質、両方を兼ね備えた政策を実施することで、市民のだれもが安心して安全に暮らせるまちづくりの推進とともに、市民サービスの向上につながるものと考えます。

きっと父母の会の皆様方も自助努力を精いっぱいした上での陳情であると思いますし、自助努力ではもはやどうしようもないことに限っては手を差し伸べるべきでありましょう。行政として真剣な検討を早期に実施することを要望し、賛成討論といたします。

[2 2 番 二宮由子君 降壇]

[3 番 尾崎利一君 登壇]

○3番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。日本共産党を代表して、第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、この議案に賛成し、21第8号陳情 東大和市内学童保育クラブ運営に関する陳情について採択すべきという立場で討論を行います。

まず第57号議案についてですが、体育施設に対する指定管理制度の導入に関する条例について日本共産党は反対しました。理由は、市民サービスなどの点について懸念があったからです。一つは、営利企業の参入によって市民サービスが後退するのではないか、それから市民参加が損なわれるのではないか、三つ目に個人情報の保護や情報公開などで後退する点があるのではないか、四つ目に指定管理者の労働者の待遇、ワーキングプアというような状態が生まれるのではないか。この四つの懸念が条例案では担保できないというふうに考えたためです。

しかし今回、仕様書や基本協定、基本事業計画が示され、これらの四つの懸念について担保される条件があるというふうに考えたため、この議案については賛成という立場をとります。

それから体育課がなくなるということで、市民に不便がかからないのかという点についても、基本事業計画書の25ページで、「事業のPRや募集、電話や窓口での問い合わせ対応、参加申込み等の事務的な業務の補助を市民体育館で行います。」としており、市もこれから具体的に詰めていくという答弁でしたので、これについては市民に市民サービスが後退しないよう求めるものです。

最後に体育施設の指定管理をこれから委託するという段階にあって、体育課長が長期の休養をしているという問題があります。それから指定管理者制度に移行した後は体育課がなくなるという問題もあります。当然のことながら市と市教委に対して万全の体制で指定管理者制度への移行を図り、その後の運営を行うよう求めるものです。

次に、21第8号陳情についてです。

まず最初に、東大和市が放課後子ども教室などの事業に解消せず、学童保育をきちんと前進させようという立場に立っていることを高く評価したいと思います。

この陳情についてですけれども、時間延長と弁当の支給については積年の学童協の2大要求でした。しかし一歩もこれが前進していないという状況の中で、1歩でも2歩でも事態を動かしたいということで、学童協は

保護者に何ができるのかという具体的なアンケートも行って今回要求を提出しています。市は予算が決まってから会って説明するという態度のようですが、そうではなく、現段階で学童協の皆さんの要求をよく聞いて、相談をして実施に向けてどうするのかという真摯な態度が求められていると考えます。

時間延長について言うと、保護者の皆さんは費用負担についてはするのはやぶさかでないというふうに言っています。委員会の審査を通じて、この要求について現場におろして検討していないことがわかりました。朝と夜、両方は無理ならば夜だけでもとか、体制のとれるところからとか、事態を少しでも動かす誠意ある対応が必要だと考えます。

弁当支給については、暑い夏に朝つくった弁当を昼食食べる。子供の命と健康のためにも、早期に解決すべき課題です。平成17年に学校給食センターで担えないかという提案が学童協からあり、市は困難であると伝えました。今回市教委は学校給食センターを公設民営で建設する計画を策定中ですが、学童協のこの要求は市教委に伝えられず一顧だにされていないことも質疑を通じてわかりました。学童協はアンケートで、請け負えそうな事業者の個別名まで調査し、月次の予定を前もって立て、前払い制でもいいという提案もされています。早期実施に向け誠意ある対応が求められています。直ちに保冷庫は設置すべきです。

学童協の皆さんは子供を預けて働き、子供との接触時間も短く、そういう点で悩みながらも家事をこなし、さらに子供たちのために活動されています。皆さんの苦勞にこたえる誠意ある対応を求めて討論とします。

〔3 番 尾崎利一君 降壇〕

〔4 番 粕谷久美子君 登壇〕

○4番（粕谷久美子君） 4番、粕谷久美子です。21第8号陳情 東大和市内学童保育クラブ運営に関する陳情に賛成の立場で討論します。

仕事を持つ保護者が我が子のために早朝よりお弁当をつくることは、子供にとってうれしくもあり励みになることではあります。しかし陳情にあるように、真夏に低学年の子供が日ごろ持ちなれていないお弁当を持ち歩くことを考えると、衛生面や食中毒などの不安が考えられます。

また開所閉所時間の延長についても、厳しい社会状況の中で残業などを断れば解雇の対象になることもあり、働き続けることも厳しくなっています。これまでの9時から5時という決められた時間内の働きだけではおさまりに切れない状況が生まれてきています。市内における保育園の午後7時に時間延長になっている状況を考えると、保護者の立場であれば陳情の内容に同調するものですが、陳情者からの民間委託を視野に入れた一文もあり、今後保護者と行政の協議の必要性もあると思われます。学童保育時間については、東大和市学童保育所条例により午前8時30分から午後6時までと規定があります。しかし規定にかかわらず、市長が特に認めたときは変更ができるとしています。人員確保の課題も確かに厳しい現状ではありますが、市は保護者としっかりと協議を行い、難しいと考えるだけでなく、保護者の納得ができるところまで進めていく必要があると考え、この陳情に賛成とします。

〔4 番 粕谷久美子君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第57号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決す

ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

21第6号陳情 細菌性髄膜炎ワクチンの定期接種化を求める陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

21第8号陳情 東大和市内学童保育クラブ運営に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（粕谷洋右君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（粕谷洋右君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 21第7号陳情 東大和市財政における剰余金の積み立てに関する陳情

○議長（粕谷洋右君） 日程第4 21第7号陳情 東大和市財政における剰余金の積み立てに関する陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、市財政の状況に関する調査特別委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔市財政の状況に関する調査特別委員会委員長 森田憲二君 登壇〕

○8番（森田憲二君） ただいま議題に供されました21第7号陳情 東大和市財政における剰余金の積み立てに関する陳情について、審査経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成21年7月28日、説明員に副市長並びに担当部課長出席のもと開催をいたしました。

議題に供した後、直ちに質疑を行い、主な質疑は次のとおりです。

陳情理由であるように、地方財政法第7条1項に違反している事実が明らかになったとはどういうことなのか財政担当の話を聞きたい。答弁としまして、地方財政法第7条1項に基づく剰余金ですが、決算剰余金の2分の1を下らない金額、これは翌々年度までに積み立て、原則は財政調整基金であると思うが、他に財政調整のための特目基金に積み立てる。一方、償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるということで法が定義されている。当市で積み立てできなかった年度は16、19、20年度である。大きな要素として一般財源

不足が生じ歳出の市民サービスの維持、確保のためには財政調整基金等を取り崩す、こうして臨時的財源として活用せざるを得なかったこと。このため剰余金についても、財源として活用を図らざるを得なかったという経緯があります。当初予算についても多額の繰越金を予算の歳入科目で計上して予算編成をせざるを得なかったという予算の見込みから16、19及び20年度は剰余金の2分の1が確保できなかったと受けとめている。今後は法解釈について、当然積み立てることが前提であるので努力する必要があると認識をしている。

次に、法に違反しているのかしてないのか、また定例会での財政課長の答弁をどのように解釈すればよいのかという質疑に対し、法の中で従った形の処理はできていない。定例会での答弁ですが、地財法の7条第1項の剰余金の処分については十分承知している。結果として決算上難しかった。法についての認識はしているが、財政運営上決算として——至らなかったと答弁がありました。

次に、都及び国から指導はなかったのか。都から毎年度決算統計でヒアリングを受けている。すべての歳入歳出決算について指導というものはないという答弁がありました。

次に、罰則がないからいいんだではなく、法をきちんと守る立場で進めるべきと思うがという質疑に対し、地方財政法上考えは違反している。不適切な対応だと認識をしている。今後は法を守る立場であり、地財法にのっとり運営をしていきたい。剰余金の2分の1を基金に積み立てるとすれば、歳出予算も縮小した予算を立てればつじつまが合うし——議会も認めたということにも意味がある。どう判断されるのかと質疑に対し、通年予算を組んでいる中で歳出を削らないと2分の1に至らないという状況に至った場合、億単位で落とす事業というのは非常に困難かと思う。結果として19、20年度はそういう結果になった。さらなる行革なりの取り組みを行い、財政的な面でゆとりを持たせる予算編成をしていくよう努力したいと答弁がありました。

次に、健全財政を保つために市民サービスの低下につながり、そこに矛盾を生じないのかとの質疑に対し、健全財政ということとサービスの維持あるいは低下を来さないということは相反するように受けとめられると思う。今後の財政運営の中では、サービスの重点的なものを念頭に置くとか、細かい調整が歳出面においては必要であり、歳入面においては応分な負担をいただくような項目等も見直しせざるを得なくなる。非常に苦しいが両立を図りながら2分の1を積み立てつつ財政の運営をしていきたいと答弁がありました。

次に、市民サービスの低下をさせるのではなく、税の公平性から見ればある程度の痛み分け、これからの財政の中では必要ではないかとの質疑に対し、市民サービスというのが一番の目標である。行革の取り組みの中でも、単に歳出を削るとか歳入をふやすというのが目標ではなく、効率的な財政運営を求めている。事業そのものがある一定の役割を果たしているとか、需要が比較的少ないものとかは見直しは必要かと思う。歳出においても、重要な事業における再配分、再配置も考えながら、歳入においても一定の応分負担をいただくのが適当あるいは適切であると考えものについては見直しせざるを得ないかと思うと答弁があり、次に都から指導また陳情が出されなかったら、そのまま21年度もこういう状態で進んでいくのではないかという質疑に対し、決してそうではない。法令遵守であり、法にのっとり行政の事務をつかさどるのは当然のことである。予算編成に当たって翌年度あるいは過去の繰越金額等を十分確認しつつ、予算編成に臨むということが大事だと思う。22年度予算編成が始まりますので、今まで以上に配慮しながら編成に向けたいと思うと答弁がありました。

次に、違反をしているけども、今後は法を遵守して進めていきたいとのことですが、再度確認をしたいとの質疑に対し、法をそのまま読みますと違反をしている。市民サービスを極端に落とすわけにもいかず、重々わかりながら、不適切なことだと知りながら予算を回した。今後は十分に検討した中で不適切な対応をとらないような形で運営をしていきたいと答弁がありました。

次に、剰余金の基本的な考えは、歳入歳出の差し引きが黒字になったとき、その半分を貯金するか借金の返済に充てなさいということだと思ふ。市は黒字だ黒字だと市長は言っていたのですが、黒字ではなかったのかという質疑に関し、黒字という面においては全く黒字ということで変わりはない。剰余金をいつの年度に活用するか、そのような理解として受けとめていただきたいとの答弁がありました。

19年度の収支を見ると約7億円のプラスになっている。実際単年度収支では2億2,000万円のマイナスになっているが剰余金はどちらを指しているのかとの質疑に対し、剰余金については7億83万7,000円が基本となっている。これが根拠となり20年度に繰り越されているので、20年度、21年度の間に7億円ですので3億5,000万円を何らかの財調に積み立てるか、あるいは償還期限を前倒しして繰り上げ償還するという財源に使わなければならないという規定であり、2分の1の根拠となるのは実質収支の額ということであると答弁がありました。

質疑を終了、討論を終了、採決に入り、21第7号陳情 東大和市財政における剰余金の積み立てに関する陳情は、採択と決しました。

以上で、市財政の状況に関する調査特別委員会に付託されました21第7号陳情 東大和市財政における剰余金の積み立てに関する陳情の経過並びに結果の報告といたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔市財政の状況に関する調査特別委員会委員長 森田憲二君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

21第7号陳情 東大和市財政における剰余金の積み立てに関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

日程第 5 第40号議案 平成20年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 第41号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 第42号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 第 4 3 号議案 平成 2 0 年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 第 4 4 号議案 平成 2 0 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 0 第 4 5 号議案 平成 2 0 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 1 第 4 6 号議案 平成 2 0 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（粕谷洋右君） 日程第 5 第 4 0 号議案 平成 2 0 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 1 1 第 4 6 号議案 平成 2 0 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上 7 議案を一括議題に供します。

以上 7 議案につきましては、決算特別委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔決算特別委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○6 番（中村庄一郎君） ただいま議題に供されました 7 議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9 月 15 日、16 日の 2 日間にわたり付託されました第 4 0 号議案 平成 2 0 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第 4 1 号議案 平成 2 0 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第 4 6 号議案 平成 2 0 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 6 特別会計について審査をいたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（粕谷洋右君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

〔決算特別委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） 討論を行います。

〔2 番 西川洋一君 登壇〕

○2 番（西川洋一君） 討論を行います。

私は日本共産党東大和市議員団を代表して、一般会計決算に反対し、下水道事業特別会計決算に賛成、それ以外の国民健康保険事業特別会計決算、老人保健特別会計決算、土地区画整理事業特別会計決算、介護保険事業特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算に反対の立場で討論を行います。

平成 2 0 年度決算は、一般会計、介護保険会計などの会計で多額の剰余金を出し、全会計を合わせて実質収支額は 11 億 8, 800 万円、単年度収支では 3 億 1, 800 万円となりました。この結果、財政調整基金へ 4 億 1, 900 万円を積み立てることができました。予算審議のときには、市長から市民に 3 億 3, 400 万円の負担増をかける国保税の引き上げが提案されました。しかし議会はこれを否決しました。市民に国保税値上げという負担をかける

ことなく、市財政は財政調整基金が19年度末 2億9,470万円から20年度末には4億8,800万円となり、20年度決算により積み立てがあり現在額7億5,800万円となりました。市財政は若干好転してきたといえます。

このことについて2点指摘できます。

1点目は、国の地方財政計画との関係です。

平成13年には16億円あった財政調整基金が、平成19年には3億円を切るところまで落ち込みました。この期間に何があったのか。小泉内閣による構造改革路線、三位一体の改革がありました。三位一体改革により、地方財政規模は縮小され、補助金の削減、地方交付税の削減があり、東大和市財政も16年度から18年度の3年間に10億円も地方交付税が削減されました。この小泉改革によって、地方自治体の財政状況は全国的に困難に陥りました。

こうした状況の中で、19年夏の参議院選挙で自民党は大敗北し、その原因を地方からの反乱と見た政府は、20年度は地方財政規模を臨時的措置ではあるが拡大をしました。21年度はこれをさらに拡大し、22年度についてもこの規模を確保するとしています。20年度は基準財政需要額の増額があり、地方交付税の増額3億6,000万円、減収補てん債2億5,000万円の収入がありました。国の地方財政計画が自治体に大きな影響を与えていることは明らかです。今後も国に対して地方財政規模を拡大するよう働きかけを強めなければなりません。

2点目は、市の行政改革との関係です。

決算審議の中では、行政改革の成果としてまとめてないとしながらも、市職員を削減したと説明しました。市職員数は、行政報告書によれば19年度から30人を削減しました。職員の削減により職員人件費は前年度より2億9,200万円の支出が削減されました。削減された正職員の代替に嘱託員、臨時職員をふやしました。その賃金の増額は嘱託員、臨時職員合わせて5,000万円の増額となり、正職員の人件費削減との差し引きでは2億4,200万円の減額となりました。労働時間で見るとどうでしょうか。正職員の労働時間は昨年度より7万425時間減少しました。しかし市の行う仕事量はそれほど減りませんから、それを嘱託員と臨時職員に振りかえ、嘱託員と臨時職員の労働時間は6万1,780時間ふえました。正職員が行っていた労働を低賃金の非正規雇用労働者に置きかえたのです。現在社会で問題になっているワーキングプアを行政が積極的に行ったこととなります。市役所における低賃金労働者の増大は、結局民間の労働者の賃金にも影響を及ぼすこととなります。就職情報誌を出しているリクルート社の調べによると、パート、アルバイトの平均時給額は989円、インテリジェンス社の調べでは1,024円で、東大和市の臨時職員の時給840円を上回っています。東大和市の臨時職員の時給は26市平均を下回り、さらに19市が何らかの形で通勤費を支給しているのに、東大和市は通勤費すら支給していません。学童保育指導員を募集しても、なかなか応募がない原因の一つです。学童保育時間を延長してほしいとの市民の要望にこたえられず、これでは市民サービスを引き上げることができません。最低賃金、時給1,000円を行政が率先して行うべきです。

行政改革で指摘しなければならないもう一つは、障害者のガソリン代補助費や難病患者福祉手当などの扶助費の削減です。削減額は約1,680万円でした。扶助費は現金、物品を問わず扶養を受けなければならない人に対して支給される福祉施策の根幹をなす経費です。単年度収支額3億円以上の黒字を出しながら、市民が生活していく上で欠かせない扶助費1,680万円を削減する必要があるでしょうか。尾又市長の福祉施策の後退として批判しなければなりません。健全な市財政は市民生活を守るためにこそ使われなければならないはずです。

市民の暮らしはどうでしょうか。市民税個人は20年度増収になりました。これは人口増によるもので、個々の市民の所得がふえたことによるものではありませんでした。市民の経済状況は引き続き厳しい状況のもとに

置かれています。扶助費削減は高齢者や障害者、生活困難者などの社会的弱者の生活を直撃するので、補正予算を組み一連の扶助費削減を復活するようにと、私たちは昨年8月緊急要望書を提出して要求しましたが、聞き入れられませんでした。扶助費を必要とする困窮者に対して余りにも冷たい仕打ちではありませんか。

私たちは尾又市政が進めた施策で、よいものはよいと正しく評価します。不況対策特別運転資金の融資について3年間無利子融資を実施したこと、妊婦健診回数の増、前立腺がん検診の実施、木造住宅耐震診断・耐震改修費の一部助成、学校耐震化の前倒しに踏み出したことなど評価するものです。警視庁グラウンドの市民利用を実現しました。利用は1回2日間と短いものですが、これからの市民利用の拡大に道を開くものとなりました。一層の努力を求めます。尾又市長は、一貫して憲法を守る立場を表明しています。憲法9条を守ること、核兵器廃絶することを表明しています。高く評価するものです。

改善を求める主なものについて述べます。

学校給食のあり方、施設改築については市民参加の検討を行うべきです。少人数学級や教材設備などの教育環境整備を重視するよう要求します。学校の耐震化は早期に完了すべきです。暫定リサイクル施設は建築基準法違反、廃棄物処理法に違反する施設でした。現在東京都環境確保条例に適法であると市は明言できませんでした。立野土地区画整理事業の不祥事以来、市の違法行為が相次いで明らかになってきました。法令を軽んじる市の姿勢は目に余るものがあります。市民からも騒音苦情も出されていますので、直ちに改善するよう厳しく求めます。

次は、国民健康保険特別会計についてです。

国民健康保険特別会計への一般会計からのその他繰り出し、つまり赤字繰出金は、19年度は前年度と比べ2億4,430万円の減少、20年度は同じく前年度と比べ1億9,731万円、これは約2億円の減少でした。この2年間、国保会計に対する一般会計の負担は軽くなりました。それにもかかわらず、20年度の国保会計の赤字が少額にとどまったことは、国保値上げの根拠がなかったことを示すものです。さきに述べたとおり一般会計が最悪期を脱したもとので、生活が苦しい方が多い国保加入者に負担を押しつけるべきではありません。

介護保険事業特別会計は、実質収支が2億7,342万円の黒字になりました。施設介護サービス給付費の不用額1億8,000万円及び第3期計画において介護予防の考え方が取り入れられ、介護認定に要支援1、2の段階がつくられることで、介護サービスの給付を減らしたことによるものです。保険料は払っているが、介護が必要になったとき必要な介護サービスが受けられないということがあってはなりません。市民が安心して必要な介護が受けられるよう抜本的な改善を求めるものです。

後期高齢者医療特別会計について述べます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を勝手に後期高齢者と呼び、どうせ死ぬんだから金をかける必要はないと切り捨てるうば捨て山の制度です。具体的には高い保険料を押しつけ、しかも2年ごとに値上げを行う、さらに診療報酬を別建てにして必要な医療を受けられなくするものです。手直しによって解決できるものではありません。新政権は廃止の方向を打ち出しました。当然のことです。市として制度廃止を目指して努力するよう要求いたします。

以上で討論を終わります。

〔2番 西川洋一君 降壇〕

〔17番 佐村明美君 登壇〕

○17番（佐村明美君） 公明党の佐村明美でございます。私は公明党を代表して、平成20年度東大和市一般会

計歳入歳出決算及び国民健康保険事業特別会計から後期高齢者医療特別会計までの6特別会計歳入歳出決算の認定に賛成の立場で討論を行います。

昨年秋のアメリカ発金融危機は、100年に1度と言われる衝撃をもってグローバル社会を覆いました。金融危機は景気の後退、雇用情勢の悪化など容赦なく实体经济の足元から脅かしました。人間はだれびとたれ平和に人間らしく暮らす権利を持ち、多くの人々はそのために地道に怠らず日々の生活を営んでおります。その生活基盤がみずから関知しない次元から脅かされることがあってはなりません。政治の果たす役割は大きく、世界各国の連帯で乗り越えていかなければなりません。

こうした背景の中で20年度予算執行が行われたわけでありますが、まず初めに行財政全般について申し上げます。

平成20年度一般会計における歳入決算は前年度に比べ2.5%の減、歳出決算は3.4%の減となり、歳入歳出差し引きの形式収支額は8億8,755万円余、これから翌年度への繰り越し財源を考慮した後の実質収支額は8億3,923万円余の黒字となりました。また20年度予算においては、当市の大きな課題となっていた財政調整基金の取り崩しを行うことなく予算執行を終えることができました。

特別会計における歳入歳出決算は、前年度に比べ歳入総額14.3%の減、歳出総額で15.0%の減となり、形式収支額は3億5,151万円余、実質収支額は3億4,914万9,000円余となりました。

また財政の健全性に関する比率として示された将来負担率ほか4指標が、すべて基準内の比率となっているとはいうものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度に比べ3.1ポイントに減ったとはいえ95.5%となっており、経営感覚を持った財政運営で、さらなる財政構造の改善を求めます。

一般会計歳入につきましては、景気後退による市民税法人が大幅な減収となり、前年度比34.9%の減、市民税個人は納税義務者数の増により前年度比2.6%の増となりましたが、差し引き前年度より1億4,000万円の減額となっております。また地方交付税の増額、地方再生対策費の新規算入に伴う基準財政需要額が増額算定され、結果として余剰金が出ているものの、経済は依然楽観できる状況にはありません。間断なき行財政改革を進めるためにも、事務事業評価制度を活用して健全な財政運営と財政調整基金については公共施設や設備の機能確保、災害対策、感染症対策、そのほか突発的な歳出需要に備える観点からも、積み立ての目標達成を望むものであります。

歳出について申し上げます。

総務費についてであります。職員人件費の削減などの歳出削減の努力は評価いたします。市民サービスを担っていく職員定数のあり方については、計画性を持って取り組まれることを要望いたします。

防犯対策事業費については、青色回転灯パトロールカーの充実、防犯ボランティアへの支援については評価いたしますが、今後は安心安全メール情報を拡充して防犯、防災対策の強化を図ることを求めます。

平和事業につきましては、平和広場での平和市民のつどいが、多くの市民が参加し定着してまいりました。世界で核拡散の脅威が高まる中、アメリカのオバマ大統領が「核兵器のない社会」への決意を表明するなど変化の兆しが見られてきております。次代を担う若い世代に核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、そして平和のとうとさについて考え、学び、伝え、平和のメッセンジャーとして中学生の広島、長崎への派遣事業を再度実施されることを強く要望いたします。

男女共同参画事業については、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの実現が重要です。全体的に限られた予算の中で、工夫をしてさまざまな事業を実施されていることに一定の評価をいたしますが、苦情処

理窓口での申し立てがないことは、男女平等参画社会が実現しつつあるとはいえないと考えます。性差による不平等を感じた際に申し立てしやすいような環境づくりと広報活動のさらなる工夫とともに、男女共同参画センター機能を持つ拠点整備の早期実現を強く求めるものです。

民生費の（仮称）総合福祉センターについては、少子、高齢、障害者施策の全体ビジョンを見据え、福祉の基盤整備となるべく取り組みを求めます。

保育園の待機児解消には、スピード感を持って取り組んでください。

衛生費の母子健康診査事業につきましては、疾病の早期発見及び予防のために妊婦健診の公費負担を5回に拡大されたことは評価いたします。引き続き21年度は公費負担を14回に拡充されますが、健診体制や周知徹底にも万全な取り組みをお願いいたします。

成人健康診査事業は、病気の早期発見、早期治療のため欠かせない事業であります。各種がん検診が拡充されたことは高く評価いたします。死亡率の減少のためには、高い受診率を保つことが必要です。個別勧奨通知の導入、検診普及啓発事業などの推進に努めてください。また2009年度補正予算に盛り込まれた女性特有のがん検診「無料クーポン」がスタートいたします。検診体制、医療機関の拡充や連携を密にして受診率向上に努めてください。

ごみ減量推進事業については、21年度から開始する容器包装プラスチック分別に当たっての準備を精力的に行われました。試行錯誤でスタートいたしましたが、さらなる分別収集の細分化や年間分別カレンダーを配布して市民の利便性を図ることを求めます。

教育費については、子供たちの安心安全な活動場所としての放課後子ども教室が七小に加えて三小、十小で実施されたことは評価いたします。引き続き全校配置を完了するとともに、学童の保留児対策に努められることを強く要望いたします。

基礎学力、読書力の向上に成果の上がっている少人数学習指導員並びに学校図書館指導員の配置については、21年度で全校配置へと着実に拡大されたことに高く評価いたします。

学校におけるアレルギー疾患に対する取り組みを万全にするとともに、学校給食においては除去食や代替食の対応を求めます。

土木費のコミュニティーバス運行事業については、地域公共交通会議を開催し運行ルートの見直しが行なわれました。運行回数の増便など市民の利便性、収益性が図れる取り組みを求めます。

国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

20年度の当初予算に当たっては、国民健康保険税の大幅改定に市民、議会の理解を得られず暫定予算となり、予算編成のあり方が大きく問われました。決算では不納欠損額は前年に比べて864万円、533件減少したものの、徴収率は前年に比べて3.8ポイント下降しております。今後も国民健康保険税徴収率の向上に努めてください。国民皆保険制度の根幹をなす制度であります。引き続き収支の改善を図り、市民の理解と協力を得る努力を求めます。

介護保険事業特別会計の地域包括支援センターは、介護保険事業並びに地域支援など、さまざまなサービスを通して高齢者福祉に係る多面的な事業を展開し、地域ケアの中核として機能を持っておりますが、周知度の低さが浮き彫りになっております。市民周知の向上を図るとともに、機能の強化に向けた取り組みを求めます。

後期高齢者医療特別会計については、制度導入から1年以上がたち制度が定着してまいりました。この間、低所得者に対する保険料を最大9割軽減するなどきめ細かな改善策が重ねられ、国保加入者だった人の75%の

世帯で保険料が軽減されております。新政権はこの制度を廃止するとしておりますが、肝心の廃止後の姿がはっきりせず不安が広がっております。被保険者や地方の声に耳を傾けるとともに、もし制度を廃止するのであれば、廃止後の全体像を早急に示す責任があると考えます。今後とも高齢者の方々が安心して医療が受けられるよう万全の体制を望むものであります。

20年度決算の認定であります。次年度予算へ継続していく事業もあることから最後に一言申し上げます。

このたび新政権の発足とともに、マニフェストに示された政策、制度への変更が進められることとなります。一方、前政権下において直面している未曾有の経済危機を克服するために、平成21年度予算及び同年度第一次補正予算が可決、成立しております。この予算には、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、経済対策関連の基金などが計上されており、東大和市においても補正予算の議決がなされ、事業の執行を目指して準備を行っているところであります。

経済危機対策事業についての予算執行が見直されることになれば、既に関係事業を執行中あるいは執行準備が完了し、当該事業の広報、周知が済んでいる地方自治体にとって、まことに憂慮すべき事態の発生が懸念されます。万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけでなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって景気底入れから成長に転じる兆しの出してきた日本経済に悪影響を及ぼしかねないおそれがあります。

市長におかれましては、市長会を通して、税制の改革、制度の変更に当たっては、平成21年度予算及び同年度第一次補正予算によって、地方自治体の進めてきた施策や事業についての財源問題で執行に支障が生じることのないように、事業の執行がなされることの要望を国に強く上げていただくことを申し添えて討論いたします。

[17番 佐村明美君 降壇]

○議長（粕谷洋右君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時33分 開議

○議長（粕谷洋右君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[22番 二宮由子君 登壇]

○22番（二宮由子君） 議席番号22番、二宮由子です。民主党を代表いたしまして、平成20年度決算に対し、一般会計、国民健康保険事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計に反対の立場で討論を行います。

さて、何年経過しても大して改善されない決算書、これが今の東大和市の映し鏡だといえます。だれが見てもわかりやすいとは到底言えないものを審議せざるを得ない現状は、市民の代表である市議会をある意味軽視していると見られても仕方ないように思います。市民との協働を標榜するものであれば、まず手始めに決算書を初め予算書など多くの書類を改善すべきであり、ほぼ現状を維持する状況は市民に対する為政者の姿勢が透けて見えるようです。

市長の市政報告を拝見しても、何ゆえ国保が赤字になったのか、その分析すらなく、答弁にしろその場しのぎが目立ち、職員の士気の著しい低下を感じます。市民は行政に対し、できない理由ばかり並べ立てるのではなく、どうしたら実現できるのかを考えてほしいのです。また設置した当初の趣旨を逸脱し、意義を見失い形骸化した組織のあり方を見直すこともせず、自己都合のままに放置し続ける状況もいかがなものかと思えます。

昨年3月、国保当初予算が否決され、6月に再提出されたことから、その枠組みを維持するためとはいえ収納率を余りに高く見込み、見かけ上、数字を糊塗しようとしたことには欺瞞すら感じます。非現実的とも思える収納率の設定にも、その意気やよしと6月には賛成いたしました。経済情勢の悪化を考慮したとしても、結果的に前年度すら下回る収納率では説得力がまるでありません。こうした不作為やその場しのぎ、欺瞞に対しては、残念ながら反対という言葉でお答えするしかありません。

以上です。

[22番 二宮由子君 降壇]

[5番 関田 貢君 登壇]

○5番(関田 貢君) 5番、関田 貢です。私は自由民主党新政会を代表して、平成20年度東大和市一般会計歳入歳出決算ほか6特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論を行います。

平成20年度の決算額は、歳入が240億6,031万6,761円、歳出が231億7,276万6,606円となり、歳入歳出差引額は8億8,755万155円となり、翌年度へ繰り越すべき財源であります繰越明許費繰越額4,831万2,501円を差し引いた実質収支額は8億3,923万7,654円の黒字となりましたが、当市の歳入は国からの定額給付金給付事業費、補助金等が翌年度収入であつたりして、市税では約126億7,900万円で前年度より1億4,800万円程度の減額となりました。また市民税個人は納税義務者数の増等に伴い約1億3,700万円の増額となり、前年度比2.6%の増となりましたが、市民税法人は景気の低迷による企業収益の悪化に伴い約3億3,800万円の減額となり、前年度比34.9%の減となりました。市債は臨時財政対策債6億7,416万円及び減収補てん債2億5,000万円を含む約13億600万円を借入れ、狭山緑地用地買収事業などの対象事業に充当され、努力されましたことは高く評価いたします。また平成20年度末の市債借入残高は約174億4,900万円で、平成19年度末と比べ3.3%の減になるなど努力されたことを評価いたします。

次に、歳入決算額は231億7,276万6,606円となりました。定額給付金事業費等の翌年度に繰り越す額14億5,875万5,501円を除きますと、歳出予算における不用額は6億4,686万4,893円で、事務事業の継続的見直しや人件費等の経常的経費の削減による成果が大であると認識いたしております。

一方、厳しい財政状況における限られた財源の中で、投資的事業では地域幹線道路の補修及び改良工事、都市計画道路3・4・26号線の整備、都市計画道路3・5・20号線の用地買収、第二小学校の便所改修工事、第三小学校校舎耐震補強工事等に努力されました。投資的経費以外の事業では、児童手当及び義務教育就学児等医療費助成の拡充などの子育て支援の推進と保健医療の充実、防災においては自主防災組織に対する防災器具の貸与などの市民の安全確保、また教育においては少人数学習指導員及び学校図書館指導員を増配置するなど、学校教育の充実を図ったことなど、市民福祉の充実に努めたことは大いに評価いたします。

特別会計への繰出金は、国民健康保険事業へ7億6,867万9,000円、下水道事業には6億1,353万1,000円、老人保健事業には4,104万7,000円、土地区画整理事業には9,811万9,000円、介護保険事業へ6億6,563万9,000円、後期高齢者医療事業には5億6,090万7,000円を繰り出し、総額で27億4,792万2,000円となりました。繰出金については、削減の努力をお願いいたします。

特別会計では、国民健康保険事業につきましては、厳しい財政状況の中で1,767万767円の実質収支の赤字となり、21年度の歳入から繰上充用したが、引き続き国民健康保険税の徴収率の向上とより一層の一般会計からの繰入金金の減少の努力をお願いいたします。

最後に安心、安全な市民の暮らしを守るためにも、元気な東大和プラン等に基づく一層の市財政の健全化を

推進することが求められておりますことを申し添えて、私の賛成討論といたします。

〔5 番 関田 貢君 降壇〕

〔4 番 粕谷久美子君 登壇〕

○4番（粕谷久美子君） 4番、粕谷久美子です。平成20年度決算に対する討論を行います。

市の財政運営において、市民がみずから納税したものがどのように使われ活用されていくのか、税の流れを明らかにすることを市民は望んでいます。財政難であればあるほど、適切に税金を運用していることを市民の理解を得られるように説明していくことが不可欠であります。市民には伝えてはいると思っても、多くの市民が理解できていなければ説明したとは言えないのではないのでしょうか。平成20年度は、その点において市民への説明責任が全くなされていなかったということです。

国民健康保険は、市民のためと7年間改定せず据え置かれてきました。平成20年度に一気に19%の値上げをしようとした結果、議会で否決されました。決算が出て1,767万767円の赤字となり、平成21年度歳入から繰上充用せざるを得なくなっています。平成20年度の決算により既に影響は出ています。

市民は財政が厳しいことはよくわかっています。国民健康保険の改定を視野に入れているのであれば、ストレートな詳しい説明、誠意ある説明がなされないことが問題です。平成20年度の基金の取り崩しはなかったものの積み立てができず、監査委員が公共施設や設備の機能確保、災害対策、感染症対策、その他の突発的な歳出需要に備える観点からも着実な積み立てを実施されたいとしていることはとても重要なことであり、市民生活を安心して送れる東大和市の健全な財政運営を求めるものです。

以上のことにより、決算に反対するものです。

一般会計歳入歳出、国民健康保険事業特別会計歳入歳出、土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算に反対するものです。

〔4 番 粕谷久美子君 降壇〕

〔15番 長瀬りつ君 登壇〕

○15番（長瀬りつ君） 15番、長瀬りつです。平成20年度決算審査の認定に対する討論を行います。

決算は予算執行の実績であることを考えると、議会において決算の審議及び検査をしてその効果を把握し、財政執行の監督をするという財政制度上決算というのは重要な意義を持つ制度であると改めて思います。

市財政の現状は、市税の落ち込みがそう早くに回復するとは思えず、剰余金が出て財調に積み増しができたからといって、将来世代が負担する借金が大幅に減るわけでもなく、とても余力があるというような状況にはありません。職員給与を削り、不安定な働く貧困層をふやしながら組んだ予算も、その執行の効果が見られない事業が多数存在し、それらの事業仕分けに何ら取り組もうともしない市長の市政報告でした。

また国民健康保険事業特別会計については、20年度当初予算が否決され、新たに提案された予算は保険税現年課税分を93%、滞納繰越分を39.5%の収納率という前年実績をはるかに上回る収納率で組まれたものでした。努力目標だという説明でしたが、実績とかけ離れていれば問題です。実際の徴収率は前年をさらに下回る結果となり、赤字となりました。努力目標まで達しなかった要因は何だったのでしょうか。何の説明もありませんでしたが、景気後退の影響や低所得者の増加、後期高齢者医療制度への対象被保険者の移行など最初からわかっていたことであり、それにもかかわらず収納率を上げて空財源で予算を組んだことについては当然責任問題が生じます。どう責任をとるつもりなのでしょう。これもまた何の説明もありませんでした。

また土地区画整理事業特別会計については、難しい場所が残っており、少ない職員で頑張っていたいただい

ますが、市長は区画整理の審議会で市長の考えをはっきりしてもらいたいと言われ、市では全員一丸となって早期完了を目指すと言っていますが、まず自分が職員の先頭に立って進めていくという意欲のかけらも見えません。市の最高責任者であるという自覚の欠けた行政運営には、到底賛同を得ることなどできません。

以上、一般会計及び国保会計、土地区画整理事業会計、後期高齢者医療特別会計に反対の討論といたします。

[15番 長瀬りつ君 降壇]

○議長（粕谷洋右君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第40号議案 平成20年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（粕谷洋右君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第41号議案 平成20年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（粕谷洋右君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

第42号議案 平成20年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第43号議案 平成20年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（粕谷洋右君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第44号議案 平成20年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（粕谷洋右君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第45号議案 平成20年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（粕谷洋右君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（粕谷洋右君） 採決いたします。

この採決は起立により行います。

第46号議案 平成20年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（粕谷洋右君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

日程第12 委第3号議案 細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書

○議長（粕谷洋右君） 日程第12 委第3号議案 細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、厚生文教委員会において全会一致により提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第3号議案 細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第13 陳情の付託

○議長（粕谷洋右君） 日程第13 陳情の付託を行います。

9月15日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま付託いたしました陳情を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第14 閉会中の特定事件調査について

○議長（粕谷洋右君） 日程第14 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、厚生文教委員会、建設環境委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第15 議員派遣について

○議長（粕谷洋右君） 日程第15 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第155条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中の議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（粕谷洋右君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成21年第3回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時57分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 粕 谷 洋 右

副 議 長 尾 崎 信 夫

署 名 議 員 関 田 貢

署 名 議 員 大 后 治 雄